

## 第8章 バリアフリーマスタープランの実現に向けて

以下に示す推進の枠組みにより、バリアフリーマスタープランの実現を推進していきます。

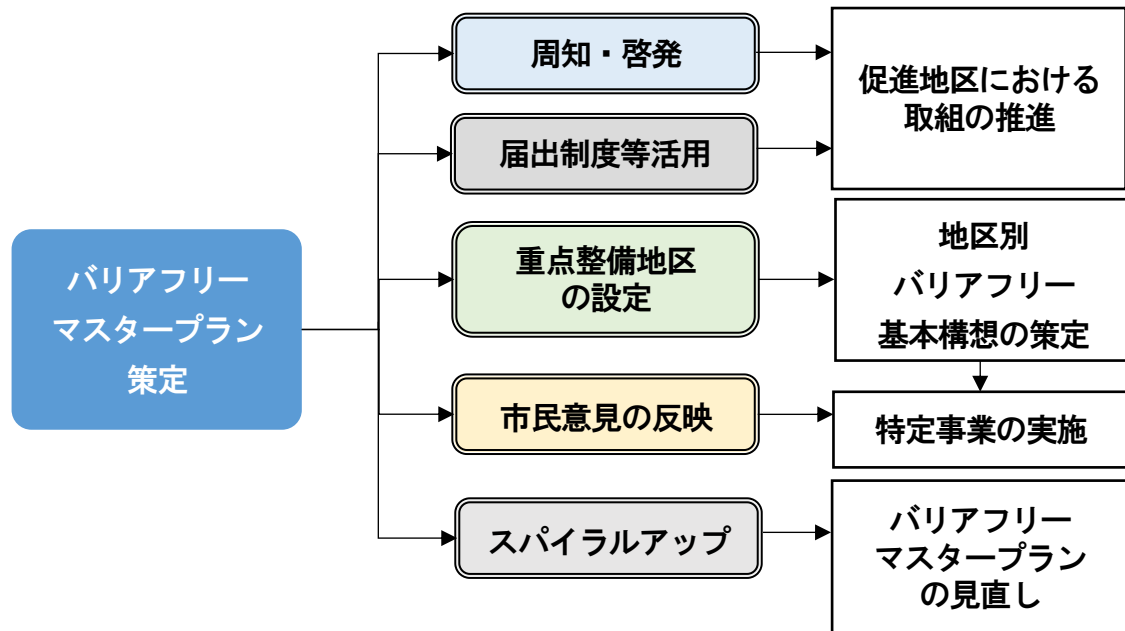


図 58 バリアフリーマスタープランの推進の枠組み

### 8.1 市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発

本マスタープランに基づく取組を推進するため、事業者説明会等を開催し、生活関連施設に設定した施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や庁内の関係所管へマスタープランの内容を周知していきます。

また、本マスタープランの進捗状況や、今後作成予定の基本構想、特定事業計画の内容など、バリアフリー施策の推進に関する情報を一元的にまとめ、市民に提供できるよう本市のホームページ等において情報公開を行います。また、前章に示した心のバリアフリーの促進にもあわせて取り組むことで、バリアフリーに対する市民意識の醸成・啓発に努めます。

### 8.2 届出制度等による事業内容の調整

マスタープランにおける促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしてしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象となる施設及び行為は次の通りです。

表 27 届出対象となる行為

届出施設	届出対象となる行為（施行令第 25 条）
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路</li> <li>ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路</li> <li><u>当該施設に接する公共用通路等（道路以外）*</u>との間の経路</li> <li>ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口</li> </ul>
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>旅客施設（生活関連施設）の出入口</u></li> <li><u>旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）*</u></li> </ul>

※下線部についてマスタープランで指定するものとされている

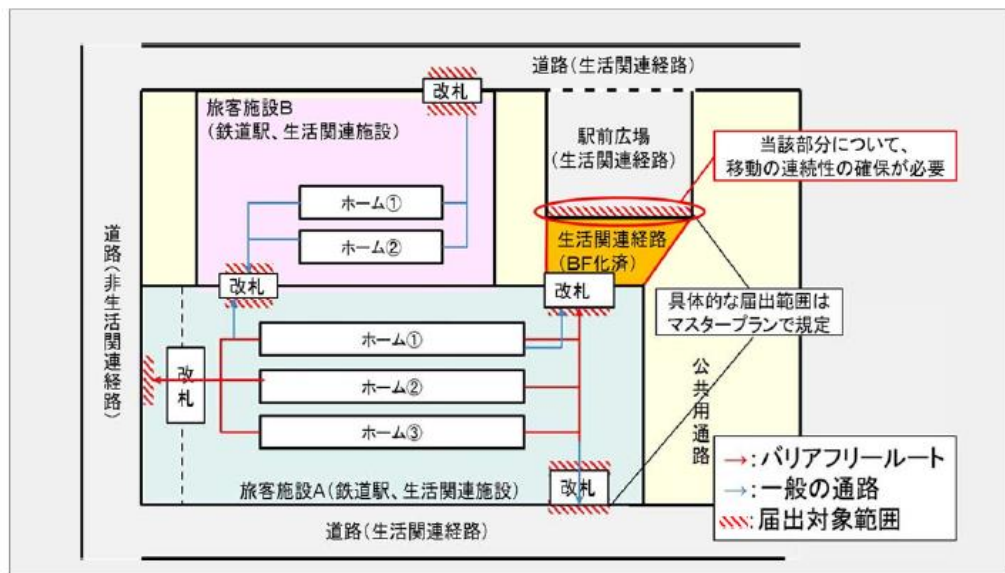


図 59 届出対象範囲のイメージ

(出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン)

市内の駅出入口や駅前広場は基本的に道路法による道路となっており、生活関連施設である旅客施設で出入口の新設や改変を行う際には、原則として届出の対象となります。また、通路による乗換経路がある場合や、駅出入口から道路に出るまでに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路等との間の経路に改変がある場合も届出対象とします(商業施設へ直結する出入口等は対象となりません)。

道路においては、駅出入口と接する部分の新設や改築、修繕を行う場合にはすべて届出の対象とします。また、道路から駅出入口までに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路と接する部分における行為も届出対象とします。

届出の対象となる事業として旅客施設周辺におけるまちづくり事業や駅前広場再整備事業等が考えられますが、これらはバリアフリー化促進への影響が大きいため、事業着手前の届出だけでなく、計画段階、設計段階において関係者と十分な調整を図って共通認識を確保するよう努めるとともに、事業内容に関する市民意見の反映の機会を設け、地元住民等だけでなく、高齢者、障害者等の意見が整備に活かされるように留意します。

このほかにも、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、マスタープランに記載した配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や、必要に応じて市民意見の反映の機会の設定に努めます。

### 8.3 重点整備地区の指定と基本構想の策定

今後、バリアフリー化の実現に向けて、事業化が見込まれる地区等を、重点整備地区として定めるため、基本構想を策定していきます。

バリアフリー化の事業主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物や公園、路外駐車場の施設管理者及び教育啓発を行う主催者は、具体的なバリアフリー化に向けた事業（以下、特定事業等）を設定し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進していきます。また、定期的にバリアフリー化の進捗状況を点検していきます。

### 8.4 重点整備地区における事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、市民意見の反映や相互理解の促進のため、市民や関係団体、事業者との意見交換等を実施し、具体的な事業や取組について、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、公表するといった仕組みを検討します。

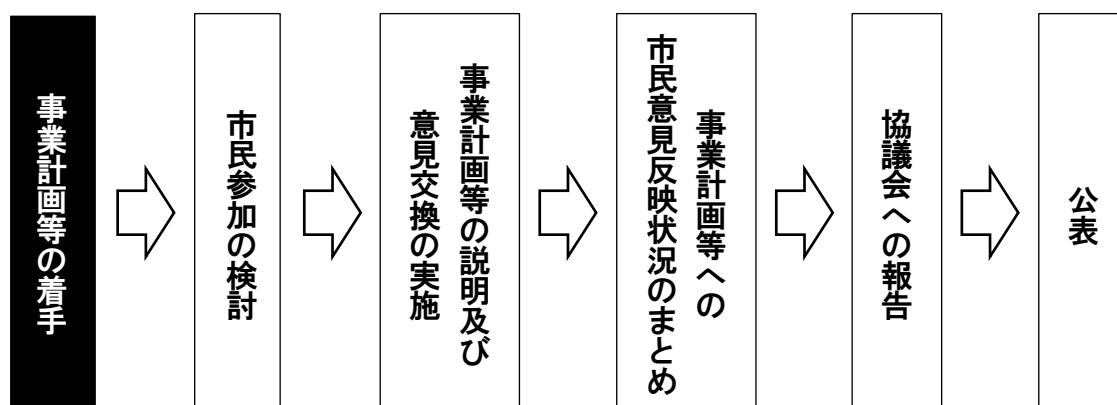


図 60 市民意見の把握及び相互理解の促進の仕組み（イメージ）

## 8.5 マスタープランの段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

本マスタープランは3.4に示したように、令和12年度（2030年度）までを計画期間としています。中間年度である令和7年度（2025年度）には、マスタープランの中間評価を行うとともに、促進地区の追加提案を受けた場合は、必要性等を考慮し、重点整備地区の追加指定と合わせて検討を行い、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会での審議を踏まえ、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図ります。

また、計画期間の最終年度には、マスタープランに掲げた取組の進捗状況や社会情勢の変化、バリアフリーをとりまく環境、技術、人々の意識等を踏まえ、内容の見直しや、必要に応じて改定を行い、引き続きバリアフリー化の継続的な発展を図っていきます。